

○宮崎市遺児福祉手当支給条例

宮崎市遺児福祉手当支給条例

昭和45年3月30日  
条例第5号

改正 昭和48年3月31日条例第13号 昭和54年3月26日条例第14号  
平成3年3月20日条例第14号 平成6年3月28日条例第4号  
平成17年12月20日条例第134号 平成18年12月25日条例第81号  
平成21年12月25日条例第87号

(目的)

第1条 この条例は、遺児について遺児福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、遺児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遺児 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者（以下「児童」という。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 父母（児童が養子のときは、養親。以下同じ。）又は父若しくは母が死亡したもの

ロ 父母又は父若しくは母が交通災害又は労働災害により、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級に該当するもの

ハ 父母に準ずる者が交通災害若しくは労働災害により死亡したもの又はロに該当するもの

(2) 交通災害 陸上交通、海上交通又は航空交通により生じた事故による被害をいう。

(3) 労働災害 市長が業務上の事故と認定した被害をいう。

(支給要件)

第3条 手当は、市内に住所を有し、遺児を現に養育する者に支給する。

2 前項の規定にかかわらず遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、その遺児についての手当は、支給しない。

(1) 養子縁組により養子となったとき。

(2) 父又は母が再婚したとき。

(認定)

第4条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

(手当額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、遺児1人につき、月額4,000円とする。

(支給期間及び支払期月)

第6条 手当の支給は、第4条の規定による認定の請求のあった日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年9月及び3月の2期にそれぞれの月までの分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、支払期月でない月であっても支払うことができる。

(支給の制限)

第7条 市長は、受給資格者の前年の所得が規則で定める額以上であるときは、その年の10月から翌年の9月までは、手当を支給しない。

2 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、手当額の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 遺児の養育を著しく怠っているとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(手当の使用の制限等)

第9条 手当は、遺児の福祉のために使用しなければならない。

2 手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に受給資格のある者が昭和45年9月30日までに第4条の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず同年4月から始める。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

3 平成18年2月28日までの間に、佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項において「編入」という。)の日前に3町の区域に住所を有していた者から、第4条の規定による認定の請求があったときは、その者に対する手当の支給は、この条例の規定にかかわらず、同年1月分から始める。

(旧高岡町の遺児年金に関する特例)

4 編入の際現に遺児年金支給に関する条例(昭和52年高岡町条例第5号)の規定に基づき遺児年金の支給を受けており、かつ、第3条第1項に定める支給条件に該当しない者に対する遺児年金の支給については、なお従前の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

5 平成22年5月31日までの間に、清武町の編入の日前に同町の区域に住所を有していた者から、第4条の規定による認定の請求があったときは、その者に対する手当の支給は、この条例の規定にかかわらず、同年3月分から始める。

附 則(昭和48年3月31日条例第13号)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に受給資格のある者が、昭和48年9月30日までに第4条の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず同年4月から始める。

附 則(昭和54年3月26日条例第14号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月20日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成3年4月以後の月分の遺児福祉手当について適用し、平成3年3月までの月分の遺児福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成6年4月以後の月分の遺児福祉手当について適用し、平成6年3月までの月分の遺児福祉手当については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月20日条例第134号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月分から同年9月分までの遺児福祉手当については、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、遺児福祉手当の支給要件に該当する者の平成17年の所得が同項の規則で定める額以上であるときは、支給しない。

附 則（平成21年12月25日条例第87号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○宮崎市遺児福祉手当支給条例施行規則

宮崎市遺児福祉手当支給条例施行規則

昭和45年3月30日  
規則第1号

改正 昭和48年3月31日規則第13号 昭和57年9月28日規則第33号  
平成11年3月26日規則第9号 平成17年3月31日規則第30号  
平成17年12月28日規則第103号 平成18年3月31日規則第5号  
平成18年12月27日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市遺児福祉手当支給条例（昭和45年条例第5号。以下「条例」という。）  
第10条の規定により、遺児の福祉手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の請求)

第2条 条例第4条の規定による遺児福祉手当（以下「手当」という。）の認定を受けようとする者  
は、遺児福祉手当支給認定請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ  
ならない。

- (1) 父母又は父母に準ずる者の死亡の場合は、その原因を証する書類
- (2) 障害の場合は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級に該当することを証する  
書類
- (3) 学校長の発行する遺児の在学証明書
- (4) 前年の所得（1月から8月までの間に請求する者にあつては、前々年の所得とする。）につ  
き、所得の額（第5条第2項の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに所得税法（昭和  
40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及  
び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（以下「所  
得の額等についての証明書」という。）
- (5) 遺児の属する世帯の全員の住民票の写し（遺児が市外に住所を有する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類を省略すること  
ができる。

(認定又は却下の通知)

第3条 市長は、認定の請求が条例第3条に定める支給要件に該当していると認めるときは、遺児福  
祉手当支給認定通知書（様式第2号）により、支給要件に該当していないと認めるときは、遺児福  
祉手当支給認定請求却下通知書（様式第3号）により通知する。

(手当支払い通知)

第4条 条例第6条第2項の規定による手当の支払い期日は、市長がその都度、条例第4条の規定に  
よる認定を受けた者（以下「受給者」という。）に通知する。

(所得制限の額)

第5条 条例第7条の規定による所得の額は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条  
の4第4項に規定する額とする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに  
第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(手当額の改定の請求及び届出)

第6条 受給者は、新たに養育する遺児があるに至った場合には、遺児福祉手当額改定請求書（様式  
第4号）により手当額の改定の請求をすることができる。

第7条 受給者は、その養育する遺児の数が減じた場合には、速やかに遺児福祉手当額改定届（様式  
第5号）を市長に提出しなければならない。

(改定等の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により手当額の改定の請求があった場合において手当額を改定したときは、遺児福祉手当額改定通知書（様式第6号）により、改定すべき事由に該当しないと認めたとときは、遺児福祉手当額改定請求却下通知書（様式第7号）により受給者に通知する。

（住所等の変更届）

第9条 受給者は、第2条の請求書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに遺児福祉手当受給者住所等変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、養育する遺児が市外に住所を変更したとき又は市外において住所を変更したときは、前項の変更届に当該遺児の属する世帯全員の住民票の写しを添えなければならない。

（受給者の変更届）

第10条 受給者の死亡などにより新たに当該遺児の養育者となる者は、速やかに遺児福祉手当受給者変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

（資格喪失届）

第11条 受給者は、条例第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに遺児福祉手当受給資格喪失届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（資格喪失の通知）

第12条 市長は、受給者が条例第3条に定める受給要件に該当しなくなったときは、遺児福祉手当資格喪失通知書（様式第11号）によりその者に通知する。

（所得の額等についての証明書の届出）

第13条 受給資格者は、毎年10月1日から同月31日までの間に、前年の所得につき、所得の額等についての証明書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（支給の制限の通知）

第14条 市長は、条例第7条第1項の規定により手当の支給を制限したときは遺児福祉手当支給停止通知書（様式第12号）により、同条第2項の規定により手当の支給を制限したときは遺児福祉手当支給差止通知書（様式第13号）により、受給者に通知する。

（差止解除の通知）

第15条 市長は、条例第7条第2項の規定により制限した手当の支給の全部又は一部を再開したときは、遺児福祉手当支給差止解除通知書（様式第14号）により受給者に通知する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月28日規則第33号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第9号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年12月28日規則第103号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第 5 号抄）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月27日規則第91号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に宮崎市遺児福祉手当支給条例（昭和45年条例第 5 号）第 4 条の規定による認定を受けている者にあつては、平成19年 4 月 1 日から同月30日までの間に、平成17年の所得につき、所得の額（この規則による改正後の第 5 条第 2 項の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書又は市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号